

# モンゴル家族法 (1)

## ガンボスーラン・ガンゾリグ

(元モンゴル最高裁判所判事・ガンソリングコンサルタント会社)

訳 後藤安子(神戸山手大学人文学部 / 環境文化学科教授)

監修 小川富之(近畿大学法学部教授)

五	遺産相続	4
四	家族法	
3	家族構成員の権利と義務	
2	離婚	
1	婚姻	
三	モンゴル憲法	
2	家事紛争と裁判所	
1	憲法における家族の権利	
2	濃く芦条約の採用	
二	家族法と裁判所	
1	家族法	
一	背景	

一 背景

本稿では、家族問題に適用される現行のモンゴル憲法(法)および関連法規の概要を紹介する。内容としては家族法全般を対象としている。さらに、必要に応じて家族問題に関する裁判所の判決をも扱う。

モンゴルの歴史や文化については、一般に、あまり知られていないと思われるので、家族とのかかわりで必要と思われる範囲で言及する。

モンゴルの歴史をながめると家族の伝統が重要な役割を担っていることがわかる。歴史書における記述をみると、家族の伝統が慣習法としてだけでなく、成文法のように扱われていることがわかる。著名な歴史書である『モンゴル秘史』、チンギス・ハーン(一一六一—一二二七)のことを書いた『偉大なるヤサ』<sup>注1</sup>(これ以降、『イーク・ツアサグ』と呼ぶ)および『赤い運河』などは古代家族法の重要部分を含んでいる。ジョージ・ヘマドスキー氏(George Vernadsky)は『イーク・ツアサグ』とは政府、交易、裁判にかかわる法律の統一規則であると述べている。彼は、『イーク・ツアサグ』は「刑法、民法、または国際法の章があり、統治法の章では、ハーンの権力、軍事、狩猟、管理、税制に関する独立した章がある<sup>注2</sup>」と述べている。『イーク・ツアサグ』の民法の部分には、家族問題の特別な章が置かれている。これを見る

と、その時代、チンギス・ハーンは子どもに特別な配慮をしており、今日いうところの「平等な権利」を子どもに対して特権として認めようとしていたことが、わかる。これらの家族に関する法によれば、未婚の女性から生まれた子どもでも財産継承権を有していたことがわかる。さらに、法はいかなる人もその母親が所有するのと同様の権利及び特権を有することを記述している<sup>注3</sup>。いいかえれば、その子どもは奴隷とならないということである。これはチンギス・ハーンが彼の統治の間に達成した、新しい社会正義に向かう進歩のほんの一例である。

「赤い運河」は、モンゴル一八世紀中に保存された、『イーク・ツアサグ』の遺産を受け継ぐ、もう一つの歴史的な法律文書である。一八二〇—一九一三年の間、裁判所は、赤い運河の中で要約されている四〇〇件の刑事、民事、および行政訴訟を聴取した。この本は赤い布によって製本されており、赤い運河はそこからきている。その時代の重い刑罰あるいは民事裁判は、罰金であった。しかし、罰金はお金によって支払われるだけでなく、たとえば牛、馬、羊、やぎのような家畜によって支払われることも可能であった。ゴンボ(Gombo)という市民が、彼の妻をなぐり、髪の毛を切った事例では、罰金、あるいは子牛五頭をもって罰金を払うよう裁定された<sup>注4</sup>。他の事例では、ラフ・デユガル(Lava Dugar)は、妻の財産を不法に使ったことで罰せられた。彼